

豊かな里山林整備事業実施要領

制定	平成30年3月30日	森-3171
改正	令和3年 3月29日	森-3346
改正	令和5年 3月31日	森-3389
改正	令和6年 4月 1日	森保-113
改正	令和7年 4月 1日	森保-269

第1 趣 旨

この要領は、豊かな里山林整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるほか、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 事業目的

本事業は、生育の思わしくないスギ人工林や、人里に近く暮らしに密接に結びついている里山等を針葉樹と広葉樹で構成される混交林に誘導するほか、過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動植物が生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図り、森林環境や公益性を重視した森づくりを図ることを目的とする。

第3 事業の分類

本事業は次の事業で構成する。

- 1 針広混交林化事業
- 2 広葉樹林再生事業

第4 事業内容等

本事業の内容は、補助金交付要綱第2別表第1に定めるもののほか、つぎのとおりとする。

1 針広混交林化事業

(1) 対象森林

対象森林は、つぎのアからエまでに掲げる森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。また、育成伐においてはこの基準に加えて、スギ人工林と広葉樹林の両方が混在する原則として3ha以上のまとまった区域で、それぞれの面積割合は最大で7割を上限とし、かつ、同一の林相で連続した林分の面積が事業対象面積の概ね3割を超えない森林であることとする。

ア 所在

- (ア)地位が低いとされるスギ人工林（別表1による地位4あるいは5等地）
- (イ)地域住民の生活に資する里山林

イ 林齢・面積

- (ア)対象林齢が原則 3 齢級から 11 齢級のスギ人工林
- (イ)隣接し一体として施業を実施する面積が原則 3 ha 以上のスギ人工林

ウ 所有者等

- (ア)森林の立竹木に関わる分収契約者が公益財団法人秋田県林業公社あるいは国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター以外の森林
- (イ)県営林（森林所有者が秋田県。分収契約者が秋田県である森林。）以外の森林
- (ウ)森林の実質的な権利者が国以外の森林
- (エ)森林法第 25 条の規定により指定された保安林以外の森林

エ 維持・管理

- (ア)20 年間対象森林の皆伐や開発等による転用をせず、かつ森林体験や学習活動、試験研究調査の対象地として協力可能な森林

(2) 事業内容

事業内容は、次のとおりとする。事業内容イの(ア)あるいは(イ)を必須項目とし、事業内容ア、ウ、エ各々単独での事業実施は原則不可能とする。また、原則単年度の事業実施とする。

ア 調査・測量

- (ア)森林確認調査（現地調査、境界確認、植生調査、周辺環境調査）
- (イ)標準地調査（標準地の設定、毎木調査、伐採木の選定、伐採率の確定）
- (ウ)周囲測量（面積の確定）

イ 森林整備

- (ア)誘導伐 生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林への誘導
- (イ)育成伐 スギ人工林と広葉樹林の整理伐によるモザイク状針広混交林への誘導

ウ 路網整備

- (ア)路網開設 森林整備、その他森林整備に付帯し、作業用資材及び労務の搬入等の作業を容易にするため、かつ施業内容等の展示効果を高めるための路網の開設
- (イ)路網補修 森林整備、その他森林整備に付帯し、作業用資材及び労務の搬入等の作業を容易にするため、かつ施業内容等の展示効果を高めるための既設路網の補修

エ 普及啓発

- (ア)看板設置 普及啓発を図るための看板設置

(3) 事業実施主体

事業実施主体は次のとおりとする。

- ア 市町村
- イ 財産区

ウ 森林組合

エ 林業事業体（秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録名簿に登載されている者のうち、森林施業業務の資格を有する者）

オ 県

(4) 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとする。

ア 調査・測量

(イ) 森林確認調査費

現地調査、境界確認、植生調査、周辺環境調査を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の 30% 以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

(ロ) 標準地調査費

標準地の設定、毎木調査、伐採木の選定、伐採率の確定のため直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の 30% 以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

(ハ) 周囲測量費

事業地面積確定のためコンパス等を用いた簡易測量を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として直接費の 30% 以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

イ 森林整備

(ア) 森林整備費

森林整備費は、森林整備を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税等相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第 6 に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第 6 に準ずるものとする。

d 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

ウ 路網整備

(ア) 路網整備費

路網整備費は、路網の開設及び補修を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税等相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第 6 に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第 6 に準ずるものとする。

d 消費税相当額

直接費と間接費からなる工事価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

(イ)調査測量設計費

路網整備に必要な調査測量設計に要する経費を対象とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として率にあつては別に定めるものとする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

エ 普及啓発

(イ)普及啓発費

普及啓発費は、看板設置を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税等相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、

積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

d 消費税相当額

業務原価と般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

オ 諸経費

(イ)事務雑費及び指導監督費

事務雑費は補助事業の計画や申請、協定の締結等に係わる事務費用、指導監督費は事業管理費用とし、次に掲げる項目からなる業務処理経費を対象とする。

給与、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
なお、事務雑費及び指導監督費は本事業に対する一定率とし本事業費の7.0%以内とする。ただし、事務雑費及び指導監督費の合計は100万円以内とする。なお、事業実施主体自らが実行する場合にあつては、指導監督費及び事務雑費は計上できない。

(5) 経費の算定

経費の算定は次のとおりとする。調査・測量以外にあつて、標準単価により難しい経費は実事業費に基づく経費とする。なお、アの調査・測量以外において実事業費が別に県の定める標準単価にて算出した標準経費より下回る場合は、実事業費を実行経費とする。

ア 調査・測量

(ア) 森林確認調査費

県が別に定める標準単価に対象面積を乗じて算出した経費とする。

事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

(イ) 標準地調査費

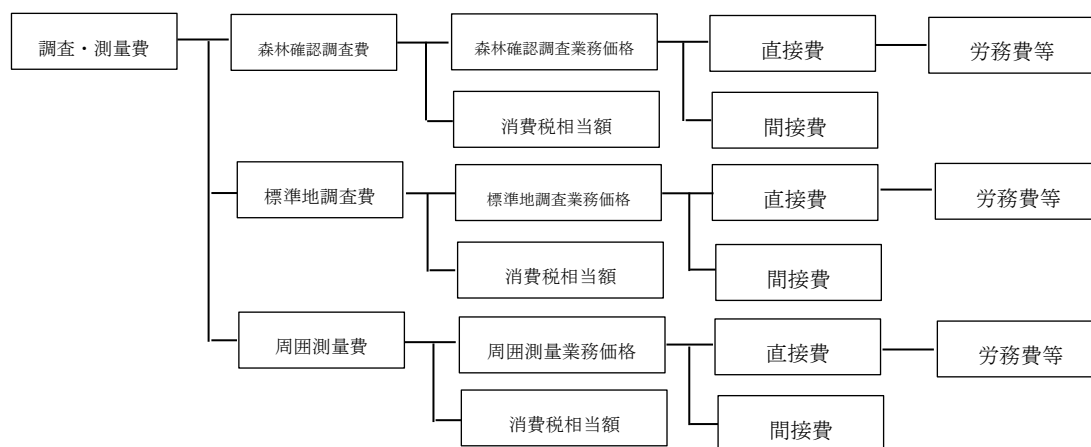
県が別に定める標準単価に対象箇所数を乗じて算出した経費とする。

事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

(ウ) 周囲測量費

県が別に定める標準単価に対象面積を乗じて算出した経費とする。事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【調査・測量費構成】

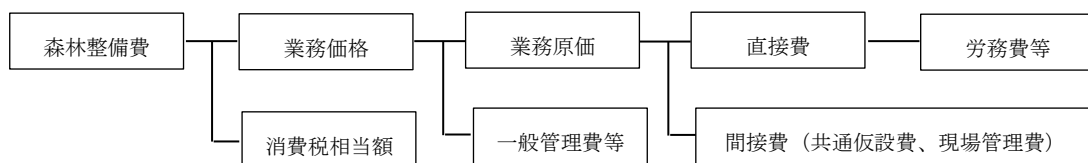


イ 森林整備

(ア) 森林整備費 [誘導伐・育成伐]

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象面積を乗じて算出した経費とする。事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【森林整備費構成】



ウ 路網整備

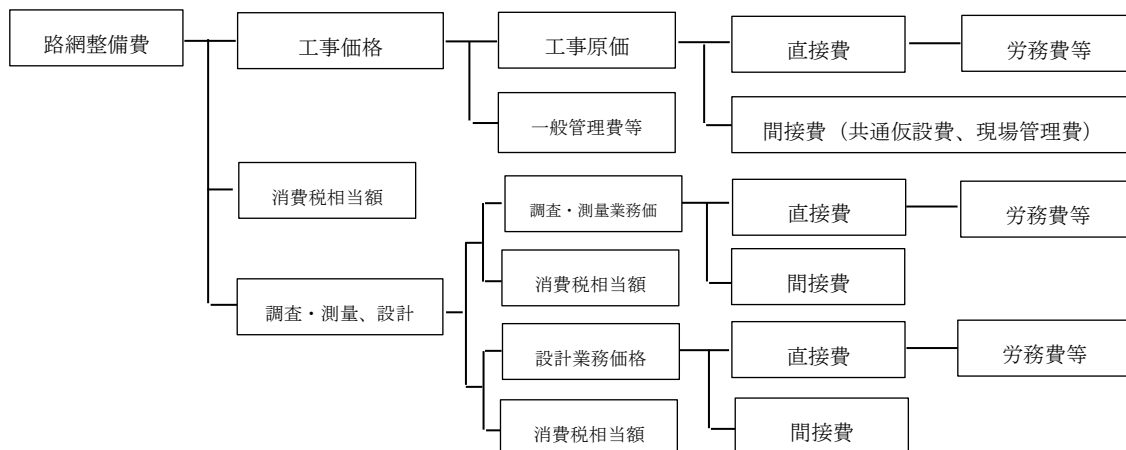
(7) 本工事費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象延長を乗じて算出した経費の一部を工事価格とする。事業実施主体が外部発注により実行する場合、消費税額を計上できる。調査・測量並びに設計費を別途計上することができる。

(i) 調査・測量、設計費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象延長を乗じて算出した経費の一部を調査・測量、設計費とすることができる。事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【路網整備費構成】

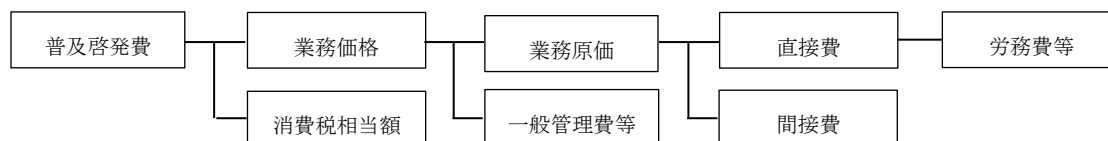


エ 普及啓発

(7) 普及啓発費

県が別に定める標準単価（直接費＋間接費）に対象基数を乗じて算出した経費とする。事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【普及啓発費構成】



2 広葉樹林再生事業

(1) 対象箇所

対象箇所は、つぎのアからエまでに掲げる箇所とする。ただしアにおいては(ア)(イ)のいずれかに該当する箇所であるものとする。

ア 所在

- (ア)天然更新による森林形成が困難な箇所
- (イ)放牧跡地等で、廃止箇所又は休止し、将来再利用しない箇所
- (ウ)地域住民の生活に資する里山林で、再生を要する箇所

イ 面積

- (ア)森林再生整備面積が1施行地あたり原則1ha以上の箇所

ウ 所有者等

- (ア)土地の実質的な権利者が国以外の箇所

エ 維持・管理

- (ア)20年間対象森林の皆伐や開発等による転用をせず、かつ森林体験や学習活動、試験研究調査の対象地として協力可能な森林

(2) 事業内容

事業内容は、次のとおりとする。事業内容アの(ア)(イ)(ウ)、イの(ア)を必須項目とし、事業内容イの(イ)(ウ)及びウの(ア)を各々単独での事業実施は原則不可能とする。また、原則単年度の事業実施とするが、複数年度に渡っての事業計画で実施する場合にあってはこれを認める。

ア 森林再生調査

- (ア)現況調査（現地調査、植生調査、土壌調査の実施、区域測量）
- (イ)再生手法及び管理手法の検討（検討委員会の設置、開催）
- (ウ)森林再生基本計画の策定（広葉樹林再生基本計画書の作成）

イ 森林再生整備

- (ア)植栽（原則、広葉樹による新植）
- (イ)下刈（当該事業植栽地に限る林齢5年生までの維持管理）
- (ウ)追肥（当該事業植栽地に限る林齢5年生までの維持管理）

ウ 普及啓発

- (ア)看板設置（普及啓発を図るための看板の設置）

(3) 事業実施主体

事業実施主体は次のとおりとする。

ア 市町村

イ 県

(4) 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとする。

ア 森林再生調査

(イ)森林確認調査費

現況調査、再生手法及び管理手法の検討、森林再生基本計画の策定を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、消費税相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、直接費に対する一定率として原則直接費の30%以内とする。

c 消費税相当額

直接費と間接費からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

イ 森林再生整備

(イ)森林再生整備費

森林再生整備費は、森林再生整備を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税等相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

d 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

ウ 普及啓発

(7)普及啓発費

普及啓発費は、看板設置を行ううえで直接必要な経費とし、箇所あるいは契約ごとに積算した直接費、間接費、一般管理費等、消費税等相当額からなる経費とする。

a 直接費

直接的に必要な労務費、材料費、機械経費等を対象とする。

b 間接費

間接的に必要な経費を対象とし、
積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

c 一般管理費等

業務施工に当たる企業の継続運営に必要な経費とし、積算は森林整備保全事業設計積算要領第6に準ずるものとする。

d 消費税相当額

業務原価と一般管理費等からなる業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

エ 諸経費

(7)事務雑費及び指導監督費

事務雑費は補助事業の計画や申請等に係わる事務費用、指導監督費は事業管理費用とし、次に掲げる項目からなる業務処理経費を対象とする。

給与、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

なお、事務雑費及び指導監督費は本事業に対する一定率として本事業費の3.5%以内とし、事務雑費及び指導監督費の合計は100万円以内とする。

(5)経費の算定

経費の算定は次のとおりとする。

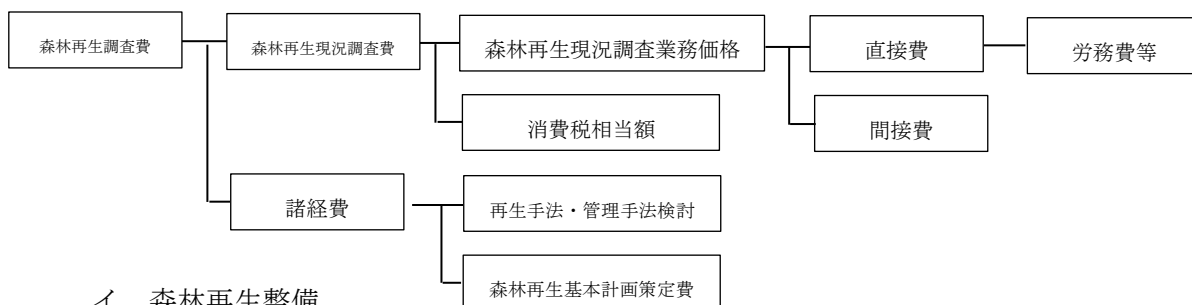
標準単価を設定していないことから原則実事業費に基づく経費とする。

ア 森林再生調査

(7)森林再生調査費

事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【森林再生調査費構成】

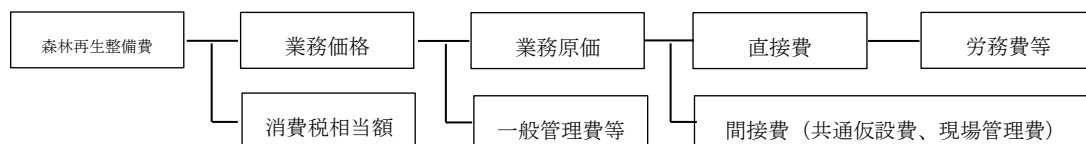


イ 森林再生整備

(ア) 森林再生整備費

事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【森林再生整備費構成】

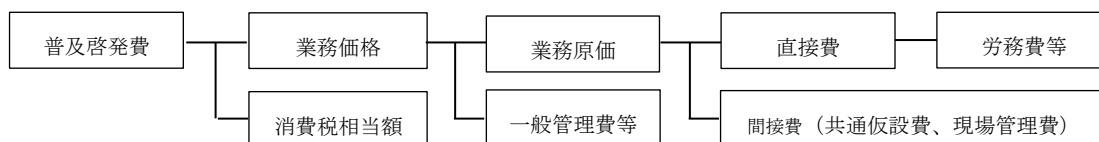


ウ 普及啓発

(ア) 普及啓発費

事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【普及啓発費構成】

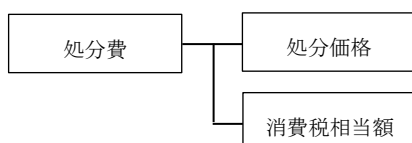


3 処分

(1) 処分費

搬入する工場の処理価格に対象材積または重量を乗じて算出した価格とする。事業実施主体が外部発注により実行する場合は消費税額を計上できる。

【処分費構成】



第5 事業の実施

事業の実施にあたっては次のとおりとする。

1 事業計画書の申請

事業実施主体は、事業計画書（様式第1号）に以下に掲げる書類を添付し、別に定める日までに所管の地域振興局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 区域概要書（様式第3号）※広葉樹林再生事業の場合
- (3) 位置図（縮尺5万分の1）
- (4) 計画概要図（原則縮尺5千分の1）
- (5) 現況写真
- (6) 附属資料

2 事業計画書の審査

以下により事業計画書の審査を受け、承認を受けた事業実施主体の計画に限り実施するものとする。なお、補助金交付要綱第4の別表2による重要な変更該当する事業計画の変更にあつては、本項の規定に準じ手続きするものとする。

(1) 提出

局長は、事業実施主体から提出された事業計画書を取りまとめ、別に定める日までに農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

(2) 審査

部長は、提出された事業計画書について、必要に応じ、局長とヒアリングを実施して、計画内容について審査するものとする。（様式第4号）

(3) 通知

部長は、審査結果について局長に通知するものとする。（様式第5号）

局長は、部長からの通知に基づき、事業計画書を提出した事業実施主体に対し審査結果を通知するものとする。（様式第6号）

3 事業実施前の措置

以下により各種手続きを実施のうえ事業に着手するものとする。

(1) 関係法規に基づく許認可

ア 事業実施主体は関係法令を遵守し、法令に基づく許認可が必要な場合は、事業実施に支障を及ぼさないよう、あらかじめ許認可を得るものとする。ただし、測量成果品を必要とする等、事業着手後でなければ得ることの出来ない許認可にあつては事業着手後であっても構わない。

(2) 事業の着手

ア 事業実施主体は、補助金交付要綱第5に基づき局長から通知される補助金交付決定通知書により、事業に着手できるものとする。

4 設計書の審査

(1) 針広混交林化事業

路網整備にあたっては、以下のとおり詳細設計書を提出し、審査を受けたうえで事業に着手できるものとする。なお、当初設計書の変更にあつては、本項の規定に準じ手続きするものとする。

ア 当初設計書の提出及び審査

(イ) 事業実施主体は、別に定める針広混交林化事業路網整備指針に基づき作成した当初設計書をあらかじめ局長へ提出し、審査を受けるものとする。なお、森林整備等も含めた設計書を一式として作成し提出された場合にあつては、路網整備部分に限り審査を受けるものとする。(様式第7号)

(ロ) 局長は、提出された当初設計書を針広混交林化事業路網整備指針に基づき作成されているかを審査し、その結果を事業実施主体に通知するものとする。(様式第8号)

(2) 広葉樹林再生事業

森林再生整備にあたっては、以下のとおり詳細設計を提出し、審査を受けたうえで事業に着手できるものとする。なお、当初設計書の変更にあつては、本項の規定に準じ手続きするものとする。

ア 当初設計書の提出及び審査

(イ) 事業実施主体は、広葉樹林再生基本計画及び森林整備保全事業設計積算要領に基づき作成した当初設計書をあらかじめ局長へ提出し、審査を受けるものとする。なお、森林再生整備の植栽以外にあつては、原則として提出及び審査を不要とする。(様式第7号)

(ロ) 局長は、前号に掲げる当初設計書を森林整備保全事業設計積算要領に基づき作成されているかを審査し、その結果を事業実施主体に通知するものとする。(様式第8号)

5 事業の実施

事業の実施に際しては、別に定める針広混交林化事業実施基準、広葉樹林再生事業実施基準に基づき事業を実施するものとする。

6 実施に関する協定

第3の1及び2の事業を実施する場合は、実施に関する協定を以下のとおり締結するものとする。

(1) 協定の締結

ア 事業実施主体は、実施面積が確定した段階で速やかに森林所有者との間で協定書に押印し、これを局長に3部提出のうえ当該事業に係わる協定を締結するものとする。

局長は協定書の内容を確認した後、知事印を押印し、局長、事業実施主体、森林所有者がそれぞれ1部ずつ保管するものとする。ただし、事業実施主体が森林所有者の場合は県との2者で当該事業に係わる協定を締結するものとする。

(様式第9号)

7 関係書類の整備

事業実施主体は事業の実施にあたって、次に掲げる関係書類等を整備保管し、事業の進捗と併行して、その事務処理を適正に行わなければならない。ただし、事業実施主体が市町村並びに財産区以外にあっては(1)のア及びイの整備保管について不要である。また、事業実施主体自らが実行する場合にあっては(4)の整備保管は不要である。

(1) 予算関係書類

- ア 事業実施に関する議会等の議事録
- イ 歳入歳出予算、決算議決書
- ウ 実施(当初、変更、精算)設計書

(2) 経理関係書類

- ア 会計主要簿(現金出納簿、収入整理簿、支出整理簿等)
- イ 会計補助簿(支払証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書等))

(3) 文書

- ア 補助金の交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、承認指令書、各報告書、その他事業施行に係る文書。

(4) 施工関係書類

- ア 入札書、委託契約書、着手届、完成届

(5) 施工状況写真

(6) 施工後の維持管理に関する関係書類

8 事業の完了に伴う手続き

事業完了時において、以下の手続きを実施するものとする。

(1) 完成検査

- ア 事業実施主体は別に定める針広混交林化事業検査基準、広葉樹林再生事業検査基準を準用のうえ、完成検査を行うものとする。

(2) 事業実績報告の提出

- ア 事業実施主体は、補助金交付要綱第8に基づき局長へ事業実績報告を提出し、事業を完了するものとする。
- イ 局長は、事業が完了した場合、速やかに補助金交付要綱第8に基づく事業実績報告書の写しを部長に提出するものとする。
- ウ なお、秋田県工事検査要綱第8条の2に定める検査結果の部長への報告は省略して構わないものとする。

第6 事業完了後の台帳整備

事業完了後、以下により台帳を作成し保管するものとする。

1 森林整備台帳及び針広混交林化作業道台帳

- (1) 事業実施主体は事業完了後、速やかに森林整備台帳及び針広混交林化作業道台帳を作成し局長に提出するものとする。(様式第10号、第11号)
- (2) 局長は提出された台帳を永久に整備保存するものとする。

第7 雑則

この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。